

クライアントコンピュータ調達に係る  
要求仕様書

平成 31 年 2 月

独立行政法人地域医療機能推進機構 久留米総合病院

内容

第1章 調達件名.....	- 1 -
第2章 調達の目的.....	- 1 -
第3章 調達概要.....	- 1 -
3.1 調達の範囲.....	- 1 -
3.2 履行期限.....	- 1 -
3.3 入札における基本事項.....	- 1 -
3.4 納入場所.....	- 2 -
3.5 成果物.....	- 3 -
3.5.1 共通事項.....	- 3 -
3.5.2 ドキュメントの修正.....	- 3 -
3.5.3 納品スケジュール.....	- 3 -
3.6 検収.....	- 4 -
3.7 支払い条件.....	- 4 -
第4章 調達前提条件.....	- 4 -
4.1 基本事項.....	- 4 -
4.1.3 ハードウェア/ソフトウェアに関する前提条件.....	- 4 -
4.2 業務概要.....	- 5 -
第5章 ハードウェア要件.....	- 5 -
5.1 基本事項.....	- 5 -
5.2 ノート型PC.....	- 5 -
5.3 マウス.....	- 5 -
第6章 搬入.....	- 6 -
6.1 機器搬入及び搬入業務.....	- 6 -

## 第1章 調達件名

クライアントコンピュータ調達

## 第2章 調達の目的

独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院（以下、「当院」という。）では、業務で使用するコンピュータの調達を行う。

## 第3章 調達概要

### 3.1 調達の範囲

- ① コンピュータの調達（以下、「本調達品」という。）

### 3.2 履行期限

契約期間は以下の通りとする。

- ① 「3.1 調達の範囲①」 契約締結日から平成31年3月29日

### 3.3 入札における基本事項

- ① 「3.1 調達の範囲」の契約期間に係る入札価格を提示すること。入札価格には、本調達品にかかる直接経費の他、本調達物品の取得に要する一切の諸経費を全て含めること。
- ② ①の積算根拠となる明細を提出すること（契約締結までに提出すること）。
  - ・納品物（ハードウェア台数及びスペック等）に関する情報を詳細に記載すること。
- ③ 受託者の仕様書の認識違い等による費用の追加請求は認めない。
- ④ 本仕様書は、最低限必要と思われる要求仕様を記載したものであるため、本仕様書に記載がない要件であっても、コンピュータとして稼働させるために必要な機能を備えること。
- ⑤ 機密漏えいやサイバー攻撃等の脅威の排除
  - (ア) 情報の不正傍受やサイバー攻撃等の利用防止対策として、本調達で納品する製品又は提供されるサービスは、日本国内で製造し且つ日本国内で修理可能なもの及び日本国内でサービスを提供するものに限定すること。
  - (イ) 複合機、ファイアウォール、暗号化 USB メモリ、ルータ/レイヤ3 スイッチ、仮想プライベートネットワーク (VPN) ゲートウェイについては「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」(経済産業省) 適合製品については(ア)の適用を除外する。

(ウ) 次のような仕組みや体制等が整備されており、それらについて、事前（入札の公告期間中）に当機構 IT 推進課へ説明し承認が得られたものについては、日本国外製造製品であっても、例外として認める場合がある。

- ・ 当該機器等の製造工程において意図しない変更が加えられないよう適切な措置がとられており、当該措置を継続的に実施している。
- ・ 当該機器等の製造工程の履歴に関する記録を含む製造工程の管理体制が適切に整備されている。また当該管理体制を証明する資料を提出する。
- ・ 機器等に対して不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備されており、その基準等が当該機器等に適用されている。またそれらを証明する資料を提出する。
- ・ 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について不正な変更が行われないことを保証する品質保証体制が確立している。また当該体制が書類等で確認できる。機器に不正が見つかったときに、追跡調査や立入検査等、厚生労働省と迅速かつ密接に連携して原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程による製品である。
- ・ 情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立している。また当該構成管理体制が書類等で確認できる。
- ・ 受託者が情報システムを構成する要素（ソフトウェア、ハードウェア）として採用した機器等について、不正な変更が加えられていないことを検査する体制が受託者において確立している。また当該検査管理体制が書類等で確認できる。

(エ) (ア) のものであっても、日本政府が指定する国の安全保障の脅威になると判断した企業が関与している（国内企業製品であっても脅威と判断される企業の部品を使用しているなど）ものは認めない場合がある。

(オ) 電話やインターネットで提供されるサービスについても、日本国内で当該業務が行われていること。

### 3.4 納入場所

〒803-0013

福岡県久留米市櫛原町 21

独立行政法人地域医療機能推進機構久留米総合病院

## 3.5 成果物

### 3.5.1 共通事項

- ① 本調達の成果物は、当院による内容の承認を受けた後に、納入場所に納品すること。
- ② 「表 3.5.1 主な成果物」に指定する成果物を、紙及び成果物の電子ファイルを保存した電子媒体（CD-R や DVD-R 等）により納品すること。（表 3.5.1 は本調達で作成されると想定されるものを記載している。その他に作成される成果物があれば併せて納品すること。表 3.5.1 は本調達での作成が想定されるものを記載している。その他の成果物があれば併せて納品すること。なお、本調達に不要と思われる成果物については、当院の許可を得て除外することができる。
- ③ 納入部数については、紙媒体 1 部、電子媒体を 2 部とする。
- ④ 納入形式については、以下のとおりとする。
  - (ア) 紙媒体について、用紙サイズは日本工業規格 A 列 4 番を原則とするが、図表については必要に応じて A 列 3 番を縦書き、横書きを使用可能とする。また、修正時の差替が可能なバイнда方式で製本すること。
  - (イ) 成果物は、データの再利用を考慮し、Microsoft Word、Excel、PowerPoint（バージョン 2016 互換）形式で作成し電子媒体へ保存すること。ただし、メーカー等が作成した資料が当院で閲覧できない形式のデータについては、PDF ファイルへ変換して保存すること。

表 3.5.1 主な成果物

項番	工程	内容	成果物	備考
1	納入等計画	・ 全体計画	・ 納入スケジュール	
2	納品報告		・ 納品報告書	

### 3.5.2 ドキュメントの修正

ドキュメントの修正等があった場合は、紙については更新履歴と修正ページを、電子媒体等については修正後の全編を、速やかに当院に提出し承認を得た上で、成果物の差し替えを行うこと。

### 3.5.3 納品スケジュール

受託者は、契約締結後速やかに以下について当院担当職員に提出し、承認を得ること。

- ① スケジュール  
納品等の予定を記したもの

### 3.6 検収

受託者は、次の（１）については、契約終了の３日前までに当院へ報告書を提出し、検収を受けること。

検収の結果、受託者側の瑕疵（初期不良を含む）と認められるものについては、受託者の責任及び負担において速やかに新品と交換すること。瑕疵期間は役務の完了の日から起算して半年間、機器不良は一年間とする。

#### （１） 「3.1 調達範囲①」

- ① 本調達仕様書に示す物品及び機能要件が全て満たされていること。  
\*本仕様書の各要求要件を満たすことを証明する資料を作成すること。
- ② 納品物を納品すること。  
\*本調達品並びに「表 3.5.1 主な成果物」等の納品物は、受託者立会いの下、現品を確認する。
- ③ 本調達品が適切に稼働すること。

### 3.7 支払い条件

受託者及び当院双方において検収完了の合意の後、受託者は当院へ費用請求をすることができる。

当院の支払は、契約書に準ずる。

## 第４章 調達前提条件

### 4.1 基本事項

本調達の構築前提条件等の基本事項を示す。

#### 4.1.3 ハードウェア／ソフトウェアに関する前提条件

##### （１） 国際標準／規定等の遵守

- ① 導入するハードウェア、ソフトウェア等の構成要素は、オープンシステム環境の整備を可能とするため、ITU-T（国際電気通信連合）及び ISO（国際標準化機構）等が規定又は推奨する各種国際標準又は装置の製造やデータ処理に関して IEEE（米国電気電子技術者協会）等が規定又は推奨する各種デファクトスタンダードに準拠し、また、これらに必要なインターフェースを有すること。
- ② 環境への負荷を低減するため、本調達に係る納入成果物については、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」（平成 15 年 7 月 16 日法律第 119 号）に基づいた製品であること。

## 4.2 業務概要

受託者は、本調達業務における納入を実施すること。

## 第5章 ハードウェア要件

### 5.1 基本事項

本章に掲げる要件の機器及びそれに附属する備品（コンピュータであれば、電源ケーブル等は使用に必要な物が附属していること）等を全て納品すること。

### 5.2 クライアント端末

次の（１）、（２）及び（３）はそれぞれ単一機種で納品すること。

また、いわゆる家庭用（コンシューマー）製品ではなく、ビジネス向け製品であること。  
マイクロソフト社製 Office 製品を同梱していないこと

#### （１）デスクトップ型

- ① 台数：29 台
- ② CPU：Intel® Core™ i5-8500 (6C/3.0GHz/9M) 相当以上
- ③ OS：Windows 10 Pro 64bit
- ④ メモリ：4GB 以上
- ⑤ ハードディスク：500GB HDD
- ⑥ キーボード：109JIS 配列キーボード
- ⑦ マウス：USB 接続、読み取り方式はレーザー、2 ボタン + ホイールボタン、  
本体サイズ/W58×D100×H37(mm)程度
- ⑧ 光学ドライブ：DVD スーパーマルチドライブ以上

#### （２）ノート型

- ① 台数：13 台
- ② CPU：Intel® Core™ i5-7200U 2.5GHz 相当以上の性能・機能を有するもの
- ③ ディスプレイ：15.6 ワイド HD (1366×768) ディスプレイ
- ④ OS：Windows 10 Pro 64bit
- ⑤ メモリ：4GB 以上
- ⑥ ハードディスク：500GB HDD
- ⑦ キーボード：日本語配列キーボード
- ⑧ マウス：USB 接続、読み取り方式はレーザー、2 ボタン + ホイールボタン、  
本体サイズ/W58×D100×H37(mm)程度
- ⑨ 光学ドライブ：DVD スーパーマルチドライブ以上

### (3) ディスプレイ

- ① 台数：29 台
- ② 接続方式：(1) と有線で接続できるもの
- ③ 解像度：：1280×1024 以上

## 第6章 搬入

### 6.1 機器搬入業務

- ① 納品する機器の搬入業務を実施すること。搬入の日時等については、当院の指示に従うこと。
- ② 当院の指示した場所へ納品するのみとする（開梱不要。これについては廃材の回収、廃棄も不要。）。
- ③ ②の例外として、主記憶装置の取り付け作業を行う場合は当院担当者立ち合いのもと受託者が作業を行い、主記憶装置に関する廃材は受託者が処分すること。